

受検者・保護者のみなさまへ

令和4年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜における  
新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）【改訂版】  
（下線部が改訂箇所）

令和4年1月7日  
改訂令和4年2月2日

受検者が安心して学力検査、作文検査、面接検査及び実技検査等を受検するとともに、感染拡大を防止する観点から、下記の点に留意していただき、受検に向けての体調管理に万全を期すようお願いいたします。

記

1 受検前について

- (1)各中学校で行われている「健康観察票」などを活用した毎朝の検温や健康観察の実施、マスクの着用、手洗いや咳エチケットの徹底など、感染対策に努めるようお願いします。
- (2)受検日の2週間程度前から発熱・咳等の症状が見られる志願者は、あらかじめ医療機関を受診し、適切な治療を受けるようお願いします。
- (3)保健所により濃厚接触者であると判断され、受検日が自宅待機の要請期間中にある志願者は、その旨を在学または出身中学校に報告してください。また、別室受検を希望する場合は、PCR検査等の結果及び症状の有無等を在学または出身中学校に報告してください。その際、和歌山市立和歌山高等学校から、中学校を通じて受検当日についての指示があります。なお、和歌山市教育委員会は、個人情報保護に十分留意の上、報告された情報を共有させていただきます。御理解と御協力をお願いします。

2 受検当日について

【受検者の対応】

受検当日、次の①～④のいずれかに該当する者は、受検できません。なお、学力検査（実技検査を含む。）を受検できない場合は、再学力検査を受検することができます。

- ①新型コロナウイルス感染症にり患し、治癒していない者。
- ②保健所等によるPCR検査を受け、受検日前日までに検査結果が判明していない者。ただし、次の者を除く。
  - ・抗原定性検査キットによる検査の結果が陰性、かつ無症状の者。なお、抗原定性検査キットが入手できない場合は、無症状であることを十分に確認できる者。
- ③保健所により濃厚接触者であると判断され、自宅待機を要請されている者。

ただし、次のⅠ～Ⅳの要件を全て満たしていれば、別室での受検を認めます。

Ⅰ) 保健所によるPCR検査の結果が陰性であること。ただし、PCR検査結果が判明していない者と保健所業務の逼迫によりPCR検査を受けられない者のうち、抗原定性検査キットによる検査の結果が陰性の者、及び抗原定性検査キットが入手できない場合は無症状であることを十分に確認できる者については、同様に扱う。

Ⅱ) 受検当日も無症状であること。

Ⅲ) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場所に来られること。

Ⅳ) 終日、別室での受検に了解できること。

\*上の要件を全て満たしており、別室受検を希望する場合は、受検当日、「健康確認申告書」に必要事項を記入し、提出してください。原則、提出先は在学または出身中学校です。

④次の「健康状態チェックリスト」のA欄で1項目以上又はB欄で2項目以上該当する者。

「健康状態チェックリスト」

A	<ul style="list-style-type: none"><li>• 発熱の症状がある</li><li>• 息苦しさ（呼吸困難）がある</li><li>• 強いだるさ（倦怠感）がある</li></ul>
B	<ul style="list-style-type: none"><li>• 味を感じない（味覚障害がある）</li><li>• 臭いを感じない（嗅覚障害がある）</li><li>• 咳の症状が続いている</li><li>• 咽頭痛が続いている</li><li>• 下痢をしている（持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く。）</li></ul>

【受検者・保護者へのお願い】

- (1) マスク（ひもが切れたとき等の予備を含む。）を持参し、検査場所では常にマスクの着用をお願いします。また、休憩時間等における他者との接触、会話を極力控えてください。なお、何らかの事情により日常的にマスクの着用が困難な受検者は、あらかじめ在学または出身中学校長を通じて、学力検査等特別措置願により、和歌山市立和歌山高等学校長に申し出てください。
- (2) 昼食は自席でとり、会話を控えてください。
- (3) 検査室入口にアルコール消毒液を設置しますので、手指消毒の徹底をお願いします。また、トイレ使用後の手拭きは、持参のハンカチ等を使用するようにお願いします。
- (4) 受検当日は、検査室の換気のため窓の開放等を行います。ついては、防寒対策をしてください。なお、防寒対策として、防寒着の着用及び防寒具の使用を可能とします（例：コート、マフラー、膝掛けなど）。ただし、受検に公正を欠いたり（例えば、文字がプリントされているもの）、他の受検者に迷惑がかかったりすると思われるものは使用できません。また、カイロについては手に持ったり、机に出すことはできません。

- (5)濃厚接触者であると判断され、別室で受検している受検者が体調不良等を訴えた場合、「健康確認申告書」に記入されている緊急連絡先に連絡を行いますので御承知おきください。

### 3 面接検査、実技検査について

- (1)面接検査、実技検査においても、常にマスクの着用をお願いします。ただし、マスクの着用が難しい実技検査については、待機時間を除き、マスクを外すよう指示する場合があります。なお、その際は、受検者や評価者等の間隔を2メートル以上確保し、常時換気を行います。
- (2)共用の器具や設備などを使用する場合は、使用前後の手洗い又は設置したアルコール消毒液での手指の消毒を行ってください。

### 4 検査場所について

- (1)学力検査室、作文検査室における受検者同士の間隔は、人数や机・椅子等の配置を工夫するなどして、できるだけ距離を確保します。
- (2)面接検査室、実技検査室における受検者と面接委員等との間隔は、原則として2メートル以上を確保するとともに、常に換気を行います。また、受検者1名の検査が終了するごとに、受検者用の椅子の座面や背もたれ、検査室のドアノブ等を、消毒用アルコールを使用して拭きます。
- (3)別室では受検者の間隔を2メートル以上空けるとともに、受検者と監督者の距離も2メートル以上確保します。ただし、検査用紙回収等の際はこの限りではありません。

### 5 受検機会の確保について

- (1)学力検査（実技検査を含む。）を受検できない場合は、再学力検査（3月25日実施予定）を受検することができます。
- (2)「再学力検査受検願」には、通常「受検できなかった理由が正当であることを証明する書類（医師の診断書等）」の添付が必要ですが、医師の診断書等の添付が難しい場合は、処方箋や診療明細書等の写し、または、受検できなかった理由について保護者が記載した書面（様式任意）を在学または出身中学校に提出してください。なお、中学校を通じて状況を確認させていただく場合があります。
- (3)再学力検査も受検できない場合は、受検者が不利にならないように対応します。

### 6 相談窓口・情報提供

- (1)和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応に係る相談は、以下の窓口で受け付けています。
- (2)受検後2週間以内に、新型コロナウイルス感染症にり患したことが判明した場合は、速やかに以下の窓口まで連絡をお願いします。

#### 【相談窓口】

和歌山市教育委員会学校教育課（TEL：073-435-1196）

和歌山市教育委員会

令和4年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜

健康確認申告書

令和4年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜の受検に当たり、健康状態について、以下のとおり申告します。

高等学校名	和歌山市立和歌山高等学校	受検番号	
中学校名		緊急連絡先	
本人氏名			

受検日	令和4年 月 日 ( )
本日の体温	℃ (検温時刻 時 分)

受検当日の健康状態 (該当する方に☑)

確認項目	確認結果	
発熱の症状がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
息苦しさ(呼吸困難)がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
強いだるさ(倦怠感)がある	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
味を感じない(味覚障害がある)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
臭いを感じない(嗅覚障害がある)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
咳の症状が続いている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
咽頭痛が続いている	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
下痢をしている(持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測されるものを除く)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
備考		

上記、項目に1つでも該当する者は、受検できません。

なお、受検途中で体調不良等を訴えた場合、緊急連絡先に連絡を行います。